

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 漁業災害補償法による特定第二号漁業者の共済契約締結の同意成立の届出（二件）……………二
- ………（産業労働局農林水産部水産課）…二
- 保安林の指定予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…三
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除（二件）……………三
- ………（建設局河川部指導調整課）…三
- 土砂災害警戒区域等の指定（二件）……………四
- ………（同）…四
- 告示（選）
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………六
- 告示（公）
- 技能検定員審査の実施……………六
- 教習指導員審査の実施……………七
- 警察署協議会委員の委嘱……………八
- 開発行為に関する工事完了……………九
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…九

告示

●東京都告示第七百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

品川区八潮五丁目三番一、同番三から同番六まで、同番十、同番十三から同番十六まで、同番十八から同番三十まで、四番一、同番三、同番四、同番八から同番二十八まで、五番一、同番三から同番五まで、同番七から同番二十まで、同番二十二から同番二十六まで及び同番二十八から同番七十二まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第七百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月二十一日

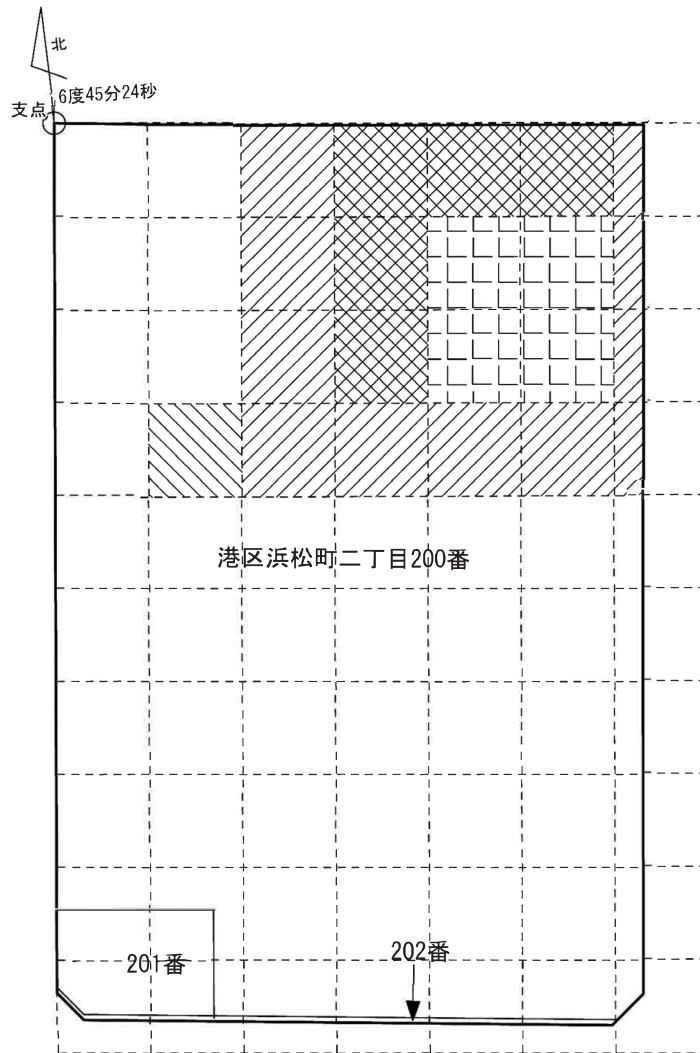
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】 --- 単位区画 —— 筆境界 —— 敷地境界	 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)  形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第157号により指定した区域)  形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第150号により指定した区域)  形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第1380号により指定した区域)	【格子の回転角度(6度45分24秒)】 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
【支 点】 支点は、港区浜松町二丁目200番の最北端とする。		

●東京都告示第七百五十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意は法第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

なお、法第百八条第二項の規定による共済契約の締結の申込みの義務は、令和六年六月二十四日から発生する。

令和六年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

加入区の 発起人氏名 住 所 同意成立
年月日

三宅島加 三宅島漁業 三宅村阿古六百八十 令和六年四
入区 協同組合 番地 月十八日

関 恒美 同 所千八百七
十六番地

●東京都告示第七百五十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意は法第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

なお、法第百八条第二項の規定による共済契約の締結の

申込みの義務は、令和六年六月二十四日から発生する。

令和六年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

加入区の 発起人氏名 住 所 同意成立
年 月 日

にいじま 小澤 久万 新島村本村四丁目八 令和六年四
加入区 番十号 月二十三日

横田 哲 同 所三丁目九
番十九号

山本 功二 同 村式根島二十二
番地二

前田 亀彦 同 所二百十
一番地一

●東京都告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の
二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予
定であるので告示する。

令和六年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

大島町元町字式千坪山二九二番三（次の図に示す部分
に限る。）、二九四番、字上山六二二番七（次の図に示
す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役
場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第七百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及
び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五
百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別
警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	赤坂六丁目	103001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	元麻布一丁目	103001-K116		
	高輪一丁目	103001-K167		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
港区	赤坂六丁目	103001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	元麻布一丁目	103001-K116			
	高輪一丁目	103001-K167			

●東京都告示第七百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及
び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第
七十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特
別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び中野区役所において縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
中野区	上高田四丁目	114001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	弥生町六丁目	114001-K021		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
中野区	上高田四丁目	114001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	弥生町六丁目	114001-K021			

●東京都告示第七百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	赤坂六丁目	103001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	元麻布一丁目	103001-K116		
	高輪一丁目	103001-K167		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
港区	赤坂六丁目	103001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	高輪一丁目	103001-K167			

●東京都告示第七百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び中野区役所において縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
中野区	上高田四丁目	114001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	弥生町六丁目	114001-K021		
	中央一丁目	114001-K023		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
中野区	弥生町六丁目	114001-K021	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第七十六号
次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。
令和六年六月二十一日
東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和6年5月9日	昭島市選挙管理委員会	市民交流センター	昭島市玉川町四丁目9番22号
令和6年5月27日	葛飾区選挙管理委員会	葛飾区地域コミュニティ施設新小岩学び交流館	葛飾区西新小岩四丁目33番10号

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第212号
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動車免許技能検定員審査
- (8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 技能検定の実施に関する知識 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和6年7月22日（月曜日）から同月26日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和6年7月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで	(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年6月24日（月曜日）から配布する。 ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。 7 審査手数料 大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具 (ア) 黒色又は青色のボールペン (イ) 赤色のボールペン (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装	9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276 _____ ●東京都公安委員会告示第213号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和6年6月21日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 審査の種類 (1) 大型自動車免許教習指導員審査 (2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 準中型自動車免許教習指導員審査 (4) 普通自動車免許教習指導員審査 (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査 (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査 (8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転
---	---	---

することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。	(1) 申請書類 ア 申請書（規則別記録式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面	第2 1の項備考3に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） (2) 服装 自動車運転に支障のない服装
3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和6年7月22日（月曜日）から同月26日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続	(2) 受付日時 令和6年7月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年6月24日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。 7 審査手数料 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表	9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記録式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276
		●東京都公安委員会告示第214号 警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、令和6年6月7日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。 令和6年6月21日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 警察署協議会名 警察庁築地警察署協議会 警察庁池上警察署協議会 警察庁東鴨警察署協議会 警察庁立川警察署協議会 氏 名 三 平 洵 須 長 大 輔 於 保 輝 彦 澤 田 康 太郎

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市国領町七丁目六十九番
三、七十一番五及び同番四十
二から同番四十四まで

調布市国領町七丁目五十二
番地の一

矢ヶ崎 修

清瀬市中里五丁目百五番十の
一部、同番十地先、百八番二
の一部、百九番一及び同番三
から同番九まで

国分寺市泉町三丁目六番四
号

株式会社富晴

代表取締役 富田 譲治

武蔵野市西久保一丁目三十
九番五号

株式会社ハウジングニチエ

代表取締役 塚田 正和

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051